

○犯罪被害者等に対する公費支出要領

平成 30 年 3 月 30 日

務 第 8 3 6 号

警 察 本 部 長

犯罪被害者等に対する公費支出要領の制定について（通達）

この度、犯罪被害者等に対する公費支出事務の合理化、効率化等を図るため、別添のとおり犯罪被害者等に対する公費支出要領を制定し、平成 30 年 4 月 1 日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、被害直後における被害者等への一時避難場所確保に係る費用負担実施要領の制定について（平成 22 年務第 1051 号）、事件・事故捜査に係る検案書、診断書及び被害者に対する初診料等の費用の支出要領の制定について（平成 23 年務第 660 号）及び遺体修復及び搬送並びにハウスクリーニングの実施要領の制定について（平成 28 年務第 866 号）は、平成 30 年 3 月 31 日限り、廃止する。

別添

犯罪被害者等に対する公費支出要領

第1 趣旨

この要領は、事件又は事故の被害者及び事件又は事故に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者（以下「被害者」という。）並びにその家族又は遺族（被害者が未成年のときは、その保護者又はこれに代わるべき者）（以下これらを「被害者等」という。）の精神的及び経済的負担を軽減するため、当該事件、事故等に起因して被害者等が負担する費用の一部を公費で支出するための手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 公費支出の対象項目

公費支出の対象項目は次のとおりとする。

- (1) 事件又は事故の捜査に係る検案書又は診断書及び被害者に対する初診料等に係る費用
- (2) 被害者等に対する精神療法、カウンセリング等に係る費用
- (3) 司法解剖後における遺体修復及び搬送に係る費用
- (4) 被害者等の住居が犯罪被害現場となった場合の、犯罪に起因して汚損された室内の清掃（以下「ハウスクリーニング」という。）に係る費用
- (5) 被害直後における被害者等への一時避難場所確保に係る費用

第3 公費支出の手続等

1 事件又は事故の捜査に係る検案書又は診断書及び被害者に対する初診料等に係る費用

- (1) 次に掲げる費用のうち、被害者等が医療機関又は院外薬局（以下「医療機関等」という。）に負担することとなる費用を支出するものとする。

ア 検案書等の費用

犯罪事実の証明に要する検案書又は診断書1通分の文書料（捜査ため必要な場合は、2通分以上とすることができる。）及び検案料

イ 初診料

初回診察時の診察料（時間外加算料を含む。）

ウ 性犯罪被害者初回処置料

子宮頸(けい)管粘液採取、膣(ちつ)洗浄、血液採取、尿検査及び超音波検査に伴う費用並びに致傷に伴う処置料及び薬剤料

エ 性犯罪被害者受診料

性感染症に感染した疑いがある場合又は妊娠の可能性がある場合における次に掲げる費用

(ア) 性感染検査費用

梅毒、淋(りん)病、H I V (ヒト免疫不全ウイルス)、クラミジア、トリコモナス、カンジダ、B型肝炎その他医師が必要と認める性感染検査に要する費用

(イ) 性感染検査再診費用

前記(ア)の検査に伴う再診のための費用(再検査に要する費用を含み、治療に要する費用を除く。)

(ウ) 緊急避妊費用

医療機関等における緊急避妊措置に要する費用のうち1回分

(エ) 人工妊娠中絶費用

母体保護法(昭和23年法律第156号)第14条第1項に規定する人工妊娠中絶に要する費用

(オ) 人工妊娠中絶再診費用

前記(エ)の施術に伴う再診のための費用(治療に要する費用を除く。)

(2) 支出対象事件

ア 次に掲げる罪の被害について、検案書等の費用及び初診料を支出するものとする。

ただし、(ウ)から(ク)までの被害については、検案書等の費用及び初診料のほか、性犯罪被害者初回処置料及び性犯罪被害者受診料についても支出するものとする。

(ア) 殺人罪(刑法(明治40年法律第45号)第199条の罪であり、未遂を含む。)

(イ) 強盗致死傷罪(刑法第240条の罪であり、未遂を含む。)

(ウ) 強盗・強制性交等罪及び同致死罪(刑法第241条の罪であり、未遂を含む。)

(エ) 強制性交等罪(刑法第177条の罪であり、未遂を含む。)

(オ) 強制わいせつ罪(刑法第176条の罪であり、未遂を含む。)

(カ) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪(刑法第178条の罪であり、未遂を含む。)

(キ) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪(刑法第179条の罪であり、未遂を含む。)

(ク) 強制わいせつ等致死傷罪(刑法第181条の罪)

- (ケ) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第 224 条の罪であり、未遂を含む。）
 - (コ) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第 225 条の罪であり、未遂を含む。）
 - (ク) 身の代金目的略取等罪（刑法第 225 条の 2 の罪であり、未遂を含む。）
 - (シ) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第 226 条の罪であり、未遂を含む。）
 - (ス) 人身売買罪（刑法第 226 条の 2 の罪であり、未遂を含む。）
 - (セ) 逮捕及び監禁罪（刑法第 220 条の罪）
 - (ソ) 逮捕等致死傷罪（刑法第 221 条の罪）
 - (タ) 傷害致死罪（刑法第 205 条の罪）
 - (チ) 傷害罪（刑法第 204 条の罪。初診料の支出は、配偶者からの暴力事案及び児童虐待事案並びに通り魔的な事案等で、費用を支出することが社会通念上相当であると所属長が認める場合に限る。）
 - (ツ) その他人の死傷の結果を伴う罪
 - (テ) 危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条、第 3 条及び第 6 条の罪で、犯罪の証明に支障を来している場合に限る。）
- イ 過失運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第 4 条から第 6 条までの罪）の被害については、検案書等の費用を支出するものとする。
- ただし、犯罪の証明に支障を来している場合に限る。

(3) 除外事由

前記(2)の支出対象事件（前記(2)ア(ウ)から(ク)までの罪によるものを除く。）の被害者等が次に掲げる場合に該当するときは、費用を支出しないものとする。ただし、事件の態様、被害者等の境遇等から総合的に判断して、支出することが社会通念上相当であると交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）又は警察署長が認める特段の事情があるときは、この限りでない。

ア 被害者等が本手続に基づく費用の支出を拒否したとき。

イ 被害者等に当該犯罪を誘発する行為等があり、犯罪被害を受けたことについて被害者等の責めに帰すべき事由があったとき。

ウ 被害者等が当該犯罪を教唆し、若しくは幫(ほう)助し、又は容認しているとき。

エ 被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属しているとき。

オ 相被疑事件のとき。

カ 虚偽申告の疑いがあるとき。

キ 被害者と加害者との間に三親等内の親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあるとき及び事実上養子縁組関係と同様の事情にあるときを含む。）があるとき。ただし、犯罪行為時に親族関係が破綻していたと認められる事情があるときは、この限りでない。

(4) 費用の支出手続等

ア 医療機関等への費用支出手続

(ア) 高速隊長又は警察署長の承認

交通部高速道路交通警察隊隊長補佐（以下「隊長補佐」という。）及び警察署の事件を主管する課長又は課長代理（課長の配置のない警察署にあつては係長）（以下「事件主管課長等」という。）は、前記(2)の支出対象事件を認知したときは、被害者等に対し、費用支出の趣旨等を説明した上、検案書料等支出承認申請書（別記様式第1号）により高速隊長又は警察署長の承認を受けるものとする。

(イ) 請求書の交付

前記(ア)の承認を受けた隊長補佐及び事件主管課長等は、検案書料等請求書（別記様式第2号）を被害者等に交付し、医療機関等にこれを提出させるものとする。この場合において、医療機関等が費用を請求するに当たっては、当該医療機関等が発行する請求書が検案書料等請求書の内容を充足したものであれば、これに代えることができるものとする。

なお、性犯罪被害者以外の被害者等が既に医療機関等への支払を終えているときは、医療機関等に当該被害者等への返金及び同医療機関への公費による支出について、協力を求めるなど可能な限り本手続の適用を図ること。

(ウ) 緊急事案の取扱い

緊急事案により費用の支出が必要となった場合は、次に掲げる者の判断により実施するものとする。

この場合において、費用の支出を決定した者は、事後速やかに高速隊長又は警察

署長の承認を得るものとする。

a 交通部高速道路交通警察隊

隊長補佐

b 警察署

執務時間外にあつては埼玉県警察処務規程（昭和 38 年埼玉県警察本部訓令第 12 号）第 32 条に規定する総括管理者（以下「総括管理者」という。）、執務時間内にあつては事件主管課長等

(エ) 会計処理

支出対象事件を認知した場合は、次により会計処理等を行うものとする。

a 交通部高速道路交通警察隊

高速隊長は、検案書料等支出承認申請書の写し及び検案書料等請求書により、総務部財務局会計課長（以下「会計課長」という。）に予算執行手続を依頼するものとする。

b 警察署

警察署長は、検案書料等支出承認申請書の写し及び検案書料等請求書により、令達されている予算の中で執行するものとする。

(オ) 申請書の保管

検案書料等支出承認申請書は、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）にあつては庶務係、警察署にあつては警務課において、それぞれ保管するものとする。

(カ) 被害者支援情報管理業務への確実な登録

警察署会計課長（課長の配置のない警察署にあつては係長。以下「署会計課長等」という。）は、費用の支出を行った場合は、その状況について、埼玉県警察情報管理システムによる被害者支援情報管理業務実施要領（平成 20 年務第 488 号）に規定する被害者支援情報管理業務（以下「被害者支援情報管理業務」という。）に登録するものとする。

イ 被害者等への費用支出手続

(7) 適用案件

次に掲げる案件については、前記アの支出手続によらず、診断書料等の費用を被

害者等に支出するものとする。

a 既に性犯罪被害者以外の被害者等が医療機関等に診断書料又は初診料の支払を終え、かつ、当該医療機関等が当該被害者等から支払われた診断書料又は初診料の返金に応じない案件

b 既に性犯罪被害者が医療機関等に前記(1)の費用の支払を終えた案件

(イ) 警務課長への申請

隊長補佐及び事件主管課長等は、前記(2)の支出対象事件のうち、前記(ア)の適用案件に該当するものを認知した場合には、警務部警務課犯罪被害者支援室長（以下「支援室長」という。）と協議し、費用支出の可否を検討した上で、被害者等に対する費用支出承認申請書（別記様式第3号）により高速隊長又は警察署長を経て警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に申請するものとする。この場合において、隊長補佐及び事件主管課長等は、被害者等から医療機関等に支払った金額等が確認できる領収書等（写しを含む。以下「領収書等」という。）を受領し、併せて送付するものとする。

(ウ) 費用支出の決定等

前記(イ)により高速隊長又は警察署長から申請を受けた警務課長は、費用支出金額等を決定し、被害者等に対する費用支出決定書（別記様式第4号。以下「決定書」という。）及び被害者等に対する費用口座振替依頼書（別記様式第5号。以下「依頼書」という。）を当該被害者等に交付するものとする。

(エ) 会計処理

警務課長は、被害者等に対する費用支出承認申請書及び決定書の各写し並びに被害者等から受領した領収書等及び依頼書により、会計課長に予算執行手続を依頼するものとする。

(オ) 被害者等に対する費用支出承認申請書の保管

被害者等に対する費用支出承認申請書は、警務部警務課において保管するものとする。

2 被害者等に対する精神療法、カウンセリング等に係る費用

(1) 精神科医等の医師、公認心理師、臨床心理士又はこれらと同等の資格を有する者（以下「医師等」という。）が必要と認める精神療法、カウンセリング等（以下「診察等」

という。)に要する費用のうち、被害者等が負担することとなる次に掲げる費用を支出するものとする。

ア 初診料

初回診察時の診察料（時間外加算料を含む。）

イ 再診料

初回診察を受診した医療機関等における再診時の診察料（時間外加算料を含む。）

ウ 精神療法料

精神科医等の医師が心理的手段を用いて行う精神療法に係る費用

エ 投薬料

精神科医等の医師が必要と認める投薬料（処方箋料を含む。）

オ カウンセリング料

医師等が実施するカウンセリング等に係る費用

カ その他医師等が必要と認める診察等に要する費用

(2) 支出の範囲

ア 対象期間

初回診察日から3年を超えない期間とする。

イ 金額

被害者等一人当たり10万円を上限とする。ただし、被害者等の境遇等から総合的に判断して、継続して支出することが必要と警務課長が認めるときは、この限りでない。

(3) 支出対象事件

支出の対象とする事件は、前記1(2)に掲げる罪による被害のうち、精神的被害又は犯罪被害に起因する不安、悩み等が深刻であり、これらを早期に軽減するため、診察等を要すると警務課長が認めたものとする。

(4) 除外事由

除外事由については、前記1(3)の規定を準用する。この場合において、「交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）又は警察署長」とあるのは「警務課長」と読み替えるものとする。

(5) 費用の支出手続等

ア 医療機関等への費用支出手続

(ア) 警務課長の承認

隊長補佐及び事件主管課長等は、支出対象事件を認知したときは、事前に支援室長と協議し、必要により、被害者等と面談等を行い、当該被害者等に対する診察等の可否を検討した上、精神療法料等支出承認申請書（別記様式第6号）により高速隊長又は警察署長を経て警務課長の承認を受けるものとする。

(イ) 上限を超えて支出する場合の措置

隊長補佐及び事件主管課長等は、前記(ア)の承認を受けた案件について、被害者等の境遇等から総合的に判断して、上限を超えて支出する必要があると認めるときは、事前に支援室長と協議し、当該被害者等に対する継続支出の必要性を検討した上、精神療法料等継続支出承認申請書（別記様式第7号）により、高速隊長又は警察署長を経て警務課長の承認を受けるものとする。

(ウ) 請求書の交付

- a 前記(ア)又は(イ)の承認を受けた隊長補佐及び事件主管課長等は、支援室長を経て精神療法料等請求書（別記様式第8号）を被害者等に交付し、診察等を希望する医療機関等にこれを提出させるものとする。この場合において、医療機関等が費用を請求するに当たっては、当該医療機関等が発行する請求書が精神療法料等請求書の内容を充足したものであれば、これに代えることができるものとする。
- b 被害者等が自ら医療機関等を選択できないときは、精神療法等に精通した医師等を紹介するなど被害者等の心情に配慮した対応を図ること。
- c 性犯罪被害者以外の被害者等が既に医療機関等への支払を終えているときは、医療機関等に当該被害者等への返金及び同医療機関への公費による支出について協力を求めるなど、可能な限り本手続の適用を図ること。

(エ) 会計処理

警務課長は、精神療法料等支出承認申請書の写し及び精神療法料等請求書又は精神療法料等継続支出承認申請書の写し及び精神療法料等請求書により、会計課長に予算執行手続を依頼するものとする。

(オ) 精神療法料等支出承認申請書等の保管

精神療法料等支出承認申請書及び精神療法料等継続支出承認申請書は、警務部警

務課において保管するものとする。

イ 被害者等への費用支出手続

(ア) 適用案件

次に掲げる案件については、前記アの支出手続によらず、精神療法料等の費用を被害者等に支出するものとする。

- a 既に性犯罪被害者以外の被害者等が医療機関等に前記(1)の費用の支払を終え、かつ、当該医療機関等が当該被害者等から支払われた当該費用の返金に応じない案件
- b 既に性犯罪被害者が医療機関等に前記(1)の費用の支払を終えた案件

(イ) 警務課長への申請

隊長補佐及び事件主管課長等は、前記(3)の支出対象事件のうち、前記(ア)の適用案件に該当するものを認知した場合には、支援室長と協議し、費用支出の可否を検討した上で、被害者等に対する費用支出承認申請書により、高速隊長又は警察署長を経て警務課長に申請するものとする。この場合において、隊長補佐及び事件主管課長等は、被害者等から領収書等を受領し、併せて送付するものとする。

(ウ) 費用支出の決定等

前記(イ)により高速隊長又は警察署長から申請を受けた警務課長は、費用支出金額等を決定し、決定書及び依頼書を当該被害者等に交付するものとする。

(エ) 会計処理

警務課長は、被害者等に対する費用支出承認申請書及び決定書の各写し並びに被害者等から受領した領収書等及び依頼書により、会計課長に予算執行手続を依頼するものとする。

(オ) 被害者等に対する費用支出承認申請書の保管

被害者等に対する費用支出承認申請書は、警務部警務課において保管するものとする。

3 司法解剖後における遺体修復及び搬送に係る費用

(1) 支出対象遺体

司法解剖を行った被害者及び被害者と思われる者の遺体（以下「支出対象遺体」という。）とする。ただし、遺体修復については腐乱、炭化、白骨化等が著しく修復が困難

な遺体及び身元不明遺体を、遺体搬送については身元不明遺体を除く。

(2) 費用の支出手続等

ア 遺族等の意思確認

高速隊長又は警察署長は、司法解剖に係る遺体を支出対象遺体と認めたときは、遺族又は遺体の引渡しを受け火葬埋葬等を行うと申し出た者（以下「遺族等」という。）に対し、公費負担による遺体修復及び遺体搬送の要否について意思確認を行うものとする。この場合において、遺族等が遺体修復を承諾したときは、遺族等から遺体修復承諾書（別記様式第9号。以下「承諾書」という。）を徴するものとする。

イ 業者への依頼

高速隊長又は警察署長は、前記アの意思確認の結果、遺体修復を行うときは遺体修復の技術を有する業者に、遺体搬送を行うときは搬送業者に、それぞれ依頼するものとする。

ウ 修復場所

遺体修復は、原則として、遺体修復の実施を決定した高速隊若しくは警察署の死体安置室又はこれに準ずる施設において行うものとする。この場合において、高速隊長又は警察署長は、指定した職員を立ち合わせるものとする。

エ 搬送範囲

遺体搬送は、支出対象遺体の検視を行った高速隊又は警察署から当該被害者の自宅又は遺族等が希望する場所まで行うものとする。

オ 請求書の交付

遺体修復及び搬送業者への支払は、高速隊長又は警察署長が遺体修復・搬送料請求書（別記様式第10号）を当該業者に交付し、高速隊にあつては庶務係に、警察署にあつては会計課に、それぞれこれを提出させて行うものとする。この場合において、業者が請求するに当たっては、当該業者が発行する請求書が遺体修復・搬送料請求書の内容を充足したものであれば、これに代えることができるものとする。

カ 会計処理

支出対象遺体を認知した場合は、次により会計処理を行うものとする。

(7) 高速隊

高速隊長は、承諾書の写し及び遺体修復・搬送料請求書により、会計課長に予算

執行手続を依頼するものとする。

(イ) 警察署

警察署長は、承諾書の写し及び遺体修復・搬送料請求書により、令達されている予算の中で執行するものとする。

キ 承諾書の保管

承諾書は、高速隊にあつては庶務係、警察署にあつては警務課において、それぞれ保管するものとする。

(3) 被害者支援情報管理業務への確実な登録

署会計課長等は、費用の支出を行った場合は、その状況について、被害者支援情報管理業務に登録するものとする。

4 ハウスクリーニングに係る費用

(1) 支出対象事案

被害者等の住居において、殺人又は故意により致死の結果が生じた事件が発生し、同所のハウスクリーニングに係る費用を遺族が負担する場合に支出するものとする。

(2) 除外事由

次に掲げる場合は、費用を支出しないものとする。ただし、事件の態様、遺族の境遇等から総合的に判断して、支出することが社会通念上相当であると警務課長が認める特段の事情があるときは、この限りでない。

ア 遺族が本手続に基づく費用の支出を拒否したとき。

イ 被害者等に当該犯罪を誘発する行為等があり、犯罪被害を受けたことについて被害者等の責めに帰すべき事由があったとき。

ウ 被害者等が当該犯罪を教唆し、若しくは幫助し、又は容認しているとき。

エ 被害者又は遺族が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属しているとき。

オ 相被疑事件のとき。

カ 被害者と加害者との間に三親等以内の親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情及び事実上養子縁組関係と同様の事情にあるときを含む。）があるとき。ただし、犯罪行為時に親族関係が破綻していたと認められる事情があるときは、この限りでない。

キ 前記アからカまでのほか、ハウスクリーニングの支出対象事案とすることが社会通

念上適切でないと認められるとき。

(3) 費用の支出手続等

ア 警務課長の承認

事件主管課長等は、前記(1)の支出対象事案を認知したときは、事前に支援室長と協議した上、遺族に対し、公費負担によるハウスクリーニングの要否について意思確認を行うものとする。この場合において、遺族がこれを承諾したときは、ハウスクリーニング実施承認申請書（別記様式第11号）により警察署長を経て警務課長の承認を受けるものとする。

イ 業者への依頼

前記アの承認を受けた事件主管課長等は、支援室長を経てハウスクリーニング実施業者にこれを依頼するものとする。

ウ ハウスクリーニング実施の範囲等

犯罪行為に起因して汚損した居室内のハウスクリーニング作業とし、破損した建具、家具等の交換及び修復を含まないものとする。

なお、警察署長は、ハウスクリーニング作業及び当該作業の事前調査に、指定した職員を立ち合わせるものとする。

エ 請求書の交付

ハウスクリーニング実施業者への支払は、警務課長がハウスクリーニング料請求書（別記様式第12号）を当該業者に交付し、これを提出させて行うものとする。この場合において、ハウスクリーニング実施業者が請求するに当たっては、当該業者が発行する請求書がハウスクリーニング料請求書の内容を充足したものであれば、これに代えることができるものとする。

オ 会計処理

警務課長は、ハウスクリーニング実施承認申請書の写し及びハウスクリーニング料請求書により、会計課長に予算執行手続を依頼するものとする。

カ ハウスクリーニング実施承認申請書の保管

ハウスクリーニング実施承認申請書は、警務部警務課において保管するものとする。

5 被害直後における被害者等への一時避難場所確保に係る費用

(1) 支出対象者

次に掲げるいずれかに該当し、かつ、自ら居住場所（公的施設、親類宅、知人宅等を含む。以下同じ。）を確保することが困難であると認められる被害者等とする。

ア 自宅が犯罪行為の現場となった直後で、当該犯罪行為に起因する自宅の損壊、汚損等により、被害者等がその自宅に居住することが困難な状況にあるとき。

イ 自宅が犯罪行為の現場となった直後で、被害者等がその自宅に引き続き居住することが、被害者等に精神的な二次的被害を与えるおそれがあるとき。

ウ 被害者等が、加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるとき（ストーカー事案、配偶者暴力事案、その他の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を除く。エにおいて同じ。）。

エ その他一時避難措置を行う必要があると認められるとき。

(2) 除外事由

次に掲げる場合は、費用を支出しないものとする。ただし、事件の態様、被害者等の境遇等から総合的に判断して、支出することが社会通念上相当であると警察署長が認める特段の事情があるときは、この限りではない。

ア 捜査上の必要から自宅の使用を禁止された被害者等の協力を確保するため、ホテルの部屋等の借り上げについて捜査費を執行するとき。

イ 被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属しているとき。

ウ 前記ア及びイのほか、被害者等を一時避難措置の対象とすることが社会通念上適切でないとき。

(3) 費用の支出手続等

ア 警察署長による決定

警察署長は、被害者等から一時避難措置を受けたい旨の申出を受けたときは、当該被害者等に本手続の趣旨等を説明し、改めて意思確認を行うとともに、自ら居住場所を確保することが可能なときは、当該施設等の利用を優先させるなどその必要性等を慎重に判断した上で、費用の支出を決定するものとする。

イ 宿泊施設の確保、請求書の交付等

警察署長は、費用の支出を決定したときは、直ちに一時避難措置として利用するホテル等の宿泊施設を選定し、当該被害者等に教示するほか、当該宿泊施設の担当者に

対して費用の公費負担、被害者等の情報に係る保秘等について説明し、協力を依頼するとともに、宿泊費用等請求書（別記様式第 13 号）を交付し、これを提出させるものとする。この場合において、宿泊施設が請求するに当たっては、当該宿泊施設が発行する請求書が宿泊費用等請求書の内容を充足したものであれば、これに代えることができるものとする。

なお、宿泊施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難措置に適した施設を選定するものとする。

ウ 緊急事案の取扱い

緊急事案により費用の支出が必要となった場合は、執務時間外にあつては総括管理者、執務時間内にあつては事件主管課長等の判断によりそれぞれ実施するものとする。この場合において、費用の支出を決定した者は、事後速やかに警察署長の承認を得るものとする。

エ 支出対象費用

支出対象とする費用は、原則として、宿泊施設の宿泊のみに要する費用（サービス料及び駐車料金を含み、食事代、通信費、有料施設の利用料等を除く。）の 3 泊までの必要な日数分とする。ただし、居住場所の確保に相当程度の時間を要するなど、真にやむを得ない事情があると警察署長が認めるときは、この限りでない。

オ 会計処理

警察署長は、宿泊費用等請求書により、会計課長に予算執行手続を依頼するものとする。

カ 警務課長への報告

警察署長は、一時避難場所確保に係る費用を支出したときは、速やかに一時避難措置実施報告書（別記様式第 14 号）により、警務課長に報告するものとする。

第 4 運用上の留意事項

- 1 被害者等に手続を説明する際は、不用意な言動等による二次的被害を与えることのないよう、被害者等の心情に配慮すること。
- 2 性犯罪被害に係る被害者等の医療機関等の受診に当たっては、犯罪被害者支援活動実施要領（平成 20 年務第 487 号）に規定する支援要員を同行させ、当該支援要員から医療機関等に本要領の趣旨等を説明させるなど本要領の円滑かつ適正な運用に配慮し、被害者等

の負担の軽減に努めること。

- 3 全ての事件等が本要領に定める費用の支出対象となるものではなく、また、前記第3の1(4)イ、同第3の2及び同第3の4に規定する費用の支出については、申請後、警務課長が被害者等の状況を総合的に判断した上でその可否を決定することから、被害者等に誤解を与えることのないよう十分留意すること。
- 4 被害者等、医療機関等、実施業者又は宿泊施設に対して事前に本要領の趣旨等を説明するほか、費用の支出は全て口座振り込みにより行うことを説明しておくこと。
- 5 高速隊長及び警察署長は、本要領の運用等に係る疑義が生じた場合は、その都度、警務課長と協議すること。

実施日

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（平成31年3月29日務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日（令和2年3月24日務第647号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

実施日（令和3年2月12日務第235号）

- 1 この通達は、令和3年2月12日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和3年3月12日務第498号）

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

実施日（令和3年6月28日会第437号）

- 1 この通達は、令和3年7月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和5年3月14日務第576号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

【様式別表省略】